

国立研究開発法人産業技術総合研究所一時預り保育支援規程

制定 平成24年4月1日 24規程第20号

(18規程第7号の全部改正)

最終改正 平成27年10月1日 27規程第79号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、子を養育する職員等及び職員等以外の者に対し、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う一時預り保育支援について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子 乳幼児又は児童
- 二 乳幼児 出生の日の翌日を起算日として8週間を経過する日から満6才に達した日以後における最初の3月31日までの子
- 三 児童 満6才に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満12才に達した日以後における最初の3月31日までの子
- 四 職員等 職員又は契約職員のうち、子を養育する者
- 五 職員等以外の者 研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者のうち、子を養育する者

(保育所)

第3条 研究所は、次の各号に掲げる国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第4条第1項の地域センターに職員等及び職員等以外の者が利用することのできる保育所を設置する。

- 一 つくばセンター
- 二 中部センター
- 三 関西センター

2 厚生室長、中部センターを管轄する研究業務推進部長及び関西センターを管轄する研究業務推進部長は、それぞれ前項各号に掲げる地域センターの保育所を管理監督するものとする。

(民間託児所又はベビーシッター)

第4条 職員等は、研究所が委託した民間託児所又はベビーシッターを利用することができる。

(利用料)

第5条 保育所、民間託児所又はベビーシッターの利用者は、別に定める利用料を負担しなけ

ればならない。

(雑則)

第6条 この規程の実施のために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (26規程第15号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (26規程第71号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27規程第79号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。